

永和本『太平記』考

はじめに

前稿・今井13で、永和本は、「太平記」全体を書写するつもりはなく、意図的に卷三三を選んだこと、「末尾のウソの寓話は、『太平記』の一部とは考えない」ことに言及した。小稿はその詳述であるが、ウソの寓話の検討およびそこから浮かんでくる永和本「太平記」の問題点を考察する。

永和本は「筆者の関心に従って様々な文献が抜き書きされた、雑抄と呼ぶべき書物」（小秋元段05）であり、以下、書冊全体を便宜的に《雑抄》と称し、その中の「太平記」部分のみをさす場合は「永和本『太平記』」と呼び分ける。また、「太平記」の巻、章段名、本文に言及する場合、卷三三二以外は神宮徴古館本による。

今井 正之助

一、《雑抄》の諸要素と「ウグイスとウソとの寓話」

長谷川端02・同03を参照して、《雑抄》の「雑抄」たる様態を示す。

- (イ)もとと表部分 三〇丁
- (1) 『太平記』卷三三相当部分 三丁
- (2) 「ウグイスとウソとの寓話」 三丁
- (ロ)もとと裏白部分
- (1) 「酔日記」(酔の作り方) 半丁(五行)
- (2) 「穠(秋)夜長物語」 二〇丁と半分
- (3) 詩文・経文 三丁
- (4) 「蹴鞠口伝條々事」 三丁
- (5) 和歌九首 半丁
- (6) 御子左家系図など 半丁

(口)その他

(1)表紙

(2)裏表紙

長谷川 03 は、「(口)(6)御子左家系図など」について次のように述べている。

書写者がどういう人物かを考える意味では、和歌に続く俊忠から為明までの御子左家の系図と、その左方にある「此等皆御堂関白道長御末云々」という文章が役に立つかと思われます。これは「撰集抄」や「沙石集」に出てくる勝算禪師の名が出てきますので、ひとつ手がかりになるでしょう。

長谷川 02 の示す、この部分の翻字資料を左に掲出する。国文学研究資料館蔵の原本を閲覧し、一部私見(一)内)によって改めたが、なお判読できない箇所が多い。識者の示教を請う。

俊忠—俊成—定家—為家—為氏—為世—	為道
	┌
	為藤
	└
	為明

此等皆御堂関白道長御末 為世者日吉社

或時、風紙吹前藤〔在〕り、[〇]〔風ト云〕字在。今古今

載之。

道長、法成寺作。御[〇]〔息女〕上東門院、一条院后也。

御悩在。冬季ナリ。〔梅〕ヲ願給ヲ、三井寺修学御僧正

勝算禪師、即屋前雪上〔梅〕木加持、即〔梅〕〔ナレリ〕。

無動法師〔因〕幡注記助〔円〕

〔想卒事〕〔ナシ顛倒〕起

心静〔源〕清レハ、衆生本ヨリ仏也。

御子左家系図については、「為世者日吉社」とあることに注目したい。〔〇〕は不明であるが、俊成以来、御子左家が日吉社を篤く信仰したことは佐藤恒雄 92 に指摘があり、系図は日吉信仰との関わりで揭示されたに違いない。

〔或時：古今載之〕も為世に関わるかと推測するが、わからない。

〔御悩在：梅ナレリ〕は、一条院が病の折、梅を所望し、三井寺修学院の勝算禪師が加持したところ、冬季にもかかわらず雪上の梅木に梅の実が生った、という内容であり、〔元亨釈書〕巻一—感進四之三に近い。

〔無動法師因幡注記助円〕も不明であるが、無動寺は相應の創建であり、吉川弘文館『国史大事典』によれば、相應は日吉社の造営に尽力した人物という。

〔秋夜長物語〕は、周知のように比叡山の僧桂海と、三井寺の稚児梅若との悲恋譚である。

さて、「ウグイスとウソとの寓話」（以下「ウソの寓話」と略称）は、次のような内容であった。「今年ノ春」（寓話の末尾に

「永和元年三月嵯峨ノ釈迦堂大念仏中、其門前ニ立札也」とある、都内外の梅も桜もウソに食い荒らされてしまった。鶯が激しくなると、ウソは、武家のみが栄え、「神威モカルク、仏法・王法モナキガ如ナル」「花ノ都」を嘆いた神々の仰せに従つたまでである、と答えた。その「神威」が軽んじられる例証として以下の記述がある。

抑又日吉神輿、昔ナラマシカバ両三ヶ月ノ中ニモ造替アリナマシ。然ニ年カサナリ月隔リヌレドモ、其アシトテハ諸国ニ被懸テ四海ノ民ノ歎トハ成ヌレドモ、イマダ一杜ノ御輿ダモ事ハジメナシ。依之卯月・五月ノ御祭モ久クタエヌレバ、神時ノ波空クシボミ、麓ノ猿ノ悲ミ叫フ。此神ノ祭礼タヘナバ、君モ国モアヤブミ必ズ多カルベシト云事ハ神託ニモ旧記ニモ事旧タル事ゾカシ。

傍線部の卯月は、陰暦四月の中の申の日に行なわれた山王祭（日吉祭）、五月の御祭は、「中世には毎年五月に執行されていた大衆の祭としての日吉小五月会」（下坂守013頁）をさす。後者は「本祭の日吉祭よりも大規模に執行されていた」（同）という。両祭は性質を異にするようであるが、「花ノ都」を問題にしている日吉社関連の祭のみに言及する点注目される。

《雑抄》を構成する諸事項には、未解明の部分が多く残されており、右にたどると拾い集めた延暦寺、日吉社、三井寺という要素も特定の宗教的立場に収斂するの不明である。しかし、「酢日記」が記されるなど雑抄には違いないが、「本文は

すべて同一筆者の手になるもの」（小秋元05）であり、本書が総体として或まとまりを感じさせることもたしかである。《雑抄》の筆録者像を思い描く手がかりをさらに探求していく必要がある。永和本『太平記』が『洞院公定日記』にいう『太平記』作者小島法師の円寂（応安七年（一三七四）四月）からごく僅かの間に写された、『太平記』最古の写本（長坂08）であることを考えれば、『太平記』そのものの成立圏にもつながら可能性はある。あるいは《雑抄》と『太平記』とが異なる環境下で成立していたとしても（小稿の四に述べるようにこちらの可能性が高い）、成立間もない時期の享受の広がりや『洞院公定日記』にいう「近日翫天下」の実情をさぐる上で、貴重な事例であることに変わりないからである。

二、日吉神輿と「ウソの寓話」

永和本『太平記』は、文和四年（一三五五）三月二三日の夜、東寺・淀・鳥羽の陣を撤退した南朝勢が、八幡の神託により、父足利尊氏に背く直冬を大将とすることの非をさと、国々への帰途についた、という記事で終わる。日吉神輿の造替がなく、日吉祭が行われないという事態は、それから一四年後の応安二年（一三六九）に始まり、康暦元年（一三七九）まで続く。ことの発端は延暦寺と五山の対立が産んだいわゆる応安の噉訴事件（応安元年八月二九日）であり、『太平記』にはその前段階

をなす南禅寺と三井寺との対立（巻四〇「三井衆徒訴訟之事」）のみが記されている。

「日吉七社の神輿は平安時代以来、強訴時の入洛によって穢れた時は、朝廷があたりしく造り替える習わし」（下坂11五六頁）となっており、「受領への賦課や特定の国役をもって工面していた」（同）が、鎌倉末期には朝廷・幕府に、神輿造替に限らず「日吉社の神事費用に日吉神人を中心とした京都の土倉への課役」（同六八頁）を目論む動きが生じていた。

神輿造替が問題になっていた応安三年（一二七〇）には、時の管領細川頼之が後円融天皇即位・幹仁親王立坊費用の捻出をはかり、神輿造替を見返りとして、土倉への課役を持ちかけ「御讓国料足」の徴収に成功する。その結果、翌四年三月には神輿造替事業が動き始めるがすぐに頓挫し、約束を破られた衆徒は「堂舎閉籠」の挙に出る。幕府は一年後の五年七月、国々の段銭をもって造替費用にあてることで衆徒の怒りを収め、九月に造替奉行が任命されるが造替事業は滞り、六年六月に衆徒は「神の乗御」なき神輿（空輿、古御輿）を延暦寺に振り上げる。幕府は八月に「造替行事所」を構築するが事態は変わらず、ついに応安七年（一二七四）六月、七基の古御輿が入洛する。ここに幕府と衆徒の対立は決定的となり、日吉七社の空輿は、この後、実に五年の長きにわたり祇園社に安置されたままとなる（以上、下坂11七〇～七三頁による）。

ウソの寓話の末尾には「永和元年三月嵯峨ノ釈迦堂大念仏中、

其門前ニ立札也。狂言倚語之謬ヲ以テ、仁讓礼智信之実ヲ知セントノ意歟」とある。この寓話が立札に掲げられたという永和元年（一二七五）は、まさにその応安七年の翌年である。

小秋元05は「これよりあとにこの物語が記されたかもしれないし、この年時に仮構があるかもしれない（この物語自体、仮構されたものであるのかもしれない）」と述べている。

嵯峨の釈迦堂（清涼寺。多くの貴賤が参集し、宗派的にも当事者ではない場所として選定されたか）に実際に立札が掲げられたかどうかは不明であるが、永和元年三月は、応安七年の翌年の、本来ならば日吉祭が行われる四月直前の、実に的確な「設定」と評せる。神輿造替の交渉がかりうじて続いていた応安年間には「花ノ都」への絶望を物語るこの寓話が生じる余地は少なく、永和三年二月には裏面に秋夜長物語が書写されているのであるから、ウソの寓話が成立したのは永和二年の可能性もなくはない。しかし、二年の成立をあえて前年に仮構したとまで考える必要はなからう。「永和元年三月」という年記はそのまま受け入れるべきと考える。

三、「ウソの寓話」と『太平記』巻三二の関わり

前述のようにウソの寓話は、「花ノミヤコ」に武家のみが栄え、朝家の君も臣もないがしろにされ、日吉の祭礼も途絶え「神威モカルク、仏法・王法モナキガ如ナル世中」になり果て

ていると嘆く。なお、以下の《雑抄》の引用に際し、句読点・濁点を施した。繰り返し記号「くく」は、「朽てくせヌ↓朽て朽せヌ、四海ニヲくキマシくくハ↓四海ニヲ、キマシマセバ」のように、適宜通常の形式に置き換えた。

清和ノ御流トシテ朽て朽せヌ金ニタトヘラレタル源氏ノ正嫡ト成テ、三代相繼ノ征夷將軍ニテ、瀧山ノ雲四海ニヲ、キマシマセバ左右ニアタハズ。其外ノ四夷ノヨモノエビストモ国々ヨリ上リ集テ洛中ニ充滿テ、武家ノ号ヲ借テ九重ヲ管領シ、君ヲキミトモ仰奉ラス、臣ヲ臣トモヲモクセス。僅ニ四町^{マヤ}マチニ足ザル古御所ヲ點ジテ皇居トシ、是ヲ以テ内裏ト号ス。博陸三代ノ御所々々ハ或ハ荆棘ノ地ト成リ、或茅生ノ庭ト成テ御身ヲカクス栖モ無シ。(後略・宮方も吉野山中に苦しむとの記述を挟んで、日吉神輿・祭礼の記事に続く)

傍線部の朝家衰微の記述によく似た表現が、ウソの寓話に先立つ『太平記』「京軍事」に見いだせる。

昨日、神南ノ合戦ニ、山名打負テ本ノ陣ヘ引返シヌト聞ケレバ、將軍ハ比叡山ヲオリクダリ、三万余騎ノ勢ヲ率シ、東山ニ陣ヲ取、仁木左京大夫頼章ハ、丹波・丹後ノ勢、二千余騎ヲ順ヘテ、嵐ノ山ニ取アガル。京ヨリ南、淀・鳥羽・赤井・八幡ニ至マデハ、宮方ノ陣ト也、東山・西山・山崎・西岡ハ皆將軍方ノ陣トナル。其中ニ有トアル神社・仏閣ハ、促所カイ楯ノ為ニ毀タレ、山林・竹木ハ新・櫓ノ

料ニ剪尽サル。「京中ヲハ敵ノ横逢ニ懸時、見透ス様ニナセ」トテ東山ヨリ寄セテ日々夜々ニ焼払フ。白川ヲバ「敵ヲ雨露ニ犯サセテ、人馬ニ氣ヲ尽サセヨ」トテ東寺ヨリ寄テ焼払フ。纒ニ残ル^{作園}・椒庭・里内裏・三台・九棘ノ宿所々々モ、皆門戸ヲ閉テ人モナケレバ、野干ノ棲ト成ハテ、荆棘扉ヲ掩ヘリ。

ここに描かれているのは、まさに「神威モカルク、仏法・王法モナキガ如ナル世中」のありさまである。ウソの寓話と「京軍事」との一致は偶然ではなからう。この文和四年の合戦の後、永和元年にいたるまで京都を主舞台とした合戦は起こっていない。康安元年（一三六一）一二月には、南朝に降った細川清氏と南軍とが一時的に京都を占拠するが、義詮は後光厳帝を擁して近江に逃れ、洛中での戦闘は生じていない（神宮徴古館本『太平記』巻三三六）。ウソの寓話は、文和四年の合戦による京都の疲弊が永和元年当時の世相を招いた、とみなしているものと思われる。

さて、ウソの寓話は、その前に記されている『太平記』の一部なのか、別個のものなのか、両説ある。

本書を最初に紹介した高乗勲55は、これを「太平記全体の記事に対する寓話として最後に付加した」とみなし、「太平記は巻三十二をもつて一応完成の時期があったのではないか」と推定した。その上で「この内容が武家方をかなり強く非難しているのので、將軍治下の当時に於てはこれを意識的に削除した」結

果、他本には伝わらなかつたとの考えを示した。横井清97もほぼ同様の見解に立つ。

これに対し、長坂成行86は「文和四年（一一三五）の記事の後に、何故約二十年間の空白において永和元年（一一三七）の落書が記されるのか、説明に苦しむ」と疑問を投げかけた。

また、長谷川03は、「太平記」本文最終行下に朱花押があること、「太平記」は半葉一四行、寓話は一三行と体裁を異にすることに注意を促し、「高乗先生はじめ皆さん今までは一緒のものと考えていらしたように思われます。私は、ちよつとそのへんは保留しておきたい、むしろ違うだろうというふうな考え方です」（二六七頁）と述べている。小秋元05も「現存諸本中、永和本以外にこの物語を併記する本はなく、また両者の書写態度も異なることから、この物語は本来『太平記』に付随するものではなかつたと思われる」（一一五頁）という。

小稿もこれらの疑義はもつともなことを考える。今井13に述べたように、宝徳本・書陵部本・武田本など他の永和本系にこの寓話部分がないことも疑義に与する理由であるが、長谷川03の次の指摘も大きな意味を持つ。

どんな写本でも刊本でも、『太平記』巻第いくついくつというふうにも、各巻の巻頭にあるわけですけれども、永和本にはそれがありません。（一一五九頁）

『太平記』の写本において目録題と内題のいずれかを欠く例はあるが、尾題もふくめ一切記さないのはきわめて異例である。

《雑抄》は『太平記』という作品を書写しようとしたものではない、本書収載の他の記述と同様に一つの資料として巻三二のみを書写したものである、とみなすべきであろう。

高乗55は「太平記の巻が多いのに巻三十二にこの物語が書かれているのも最後の巻であつたからと考える方が、途中の巻を適宜とりあげて用いたと考えるよりも自然である」とも述べていた。寓話と太平記とを別個のものとする場合、なぜ「途中の巻」である巻三二の末尾に寓話が続けられているのか、説明に窮することが別個説の歯切れを悪くしていた一面があるように思う。しかし、先述のように、本書が意図的に巻三二を資料として選んで書写したと考えれば、「途中の巻」であることも、『太平記』の書写としては異例であることの不審点も解消する。

四、「ウソの寓話」と『太平記』

前項では主に形式面を中心にして、ウソの寓話と『太平記』とを別個のものともみなすべきことを述べた。ただし、京都疲弊の表現面の類似を指摘することは、寓話が『太平記』の一部という説の補強材料にもなりかねない。以下、寓話と『太平記』の内容を巻三二以外の巻をも視野に入れて検討しておく。

1 「近衛閼白」

前項に引用した京都の君臣の零落記事につづいて、南朝はさ

らに苦境に陥っていたことが語られる。

況ヤ天照大神ノ御正嫡トシテ神代ヨリ御譲ヲ受テ、三種ノ神器ヲ帶シマシマセル君ヲバ、モロコシヤ吉野ノ山ノ雲ノ奥ニ苔ノ莖ヲ綿綿ノシトネニカハ、草ノ枕ヲ珊瑚ノ床ニ並テ、難波津ノ梅ノ冬籠セン古ヘヨリカスカナル御スマイナレバ、適賢臣・忠臣ノ義ヲ存ジ、命ヲ輕ジテ添イ奉ラル、中ニ、天兒屋根尊ノ御嫡々近衛ノ殿下ニ只関白ノ御名ノミニテ、北藤波（注、藤原北家）未嘗サカフル色モマダシ。其外ノ三家（注、北家以外の南家・武家・京家）ノ公達、名家ノ人々并有職ノ輩、皆各シヅカ薫屋ニ宿ヲ借り、シラヌ山ガツヲトモトシ、麻ノ衣ニ身ヲヤツシ、花ノ色ニ染ベキ衣モナク、時雨ニ借スベキ袖モナシ。只夏ハウツセミノ鳴クラシ、冬ハ霜ニセメラル、風情也。サレハ首陽ノ蕨ダニモ乏シク、周ノ粟モ稀ニシテ、伯夷叔齊カ昔ニ相似タリ。雲井ノ花ヲ霞ノ外ニ隔ヌレバ、モ、シキノ大宮人ノ桜カザシシ昔ヲノミ思出テ、トモノミヤツコアサギヨメヲ此春計トせ関玉ヒシ言ヲモ忘ハテ給ヘル憂世ナレバ、百王守護ノ八幡大菩薩モ、藤家曩祖ノ春日ノ大明神モイカ計ノ神襟ヲカナヤマシマスラン。

北朝では近衛道嗣が康安元年（一二六一）一月から貞治二年（一二三三）六月の間関白を勤めているが（永和元年三月當時は二条師良、右の傍線部は南朝に関わる記述の一節である。南朝の人事を探るに際し、信頼できる史料は少ないが、小木喬

61は南朝歴代の関白および『新葉集』の四関白を次のように考証している。

〔歴代〕①二条師基 ②近衛経家 ③二条教基 ④一条内嗣 ⑤二条教基 ⑥二条教頼 ⑦二条長一（冬実） ⑧近衛某

〔四関白〕1 関白左大臣 二条教頼／2 入道前関白左大臣 二条教基／3 福恩寺前関白内大臣 二条師基／4 光明台院入道前関白左大臣 一条内嗣

②近衛経家は「正平八年（今井注。一三五三）六月から十二月の間に南朝に参り関白となる。正平十一年七月以前北朝に降る。以後不明。元中六年死去」（小木著三〇三頁）、⑨近衛某は「元中九年（今井注。一二九二）南北合一に当って後龜山天皇の御供をして京都に出た関白」であり、『南山御出次第』『武家年代記』ともに「近衛殿」とするのみで「経家の子か、あるいは弟」と考えられるが不明（小木著一九六頁）。永和元年（一三八一）当時の南朝関白は二条教頼であり、近衛家には該当者がいないのである。

ただし、『太平記』卷三二京合戦は文和四年（正平一〇年）二月から三月にかけて起こっており、②近衛経家の在任期間にあたる。しかし、ウソの寓話の該当部分は、応安元年（一三八八）一二月の義満の將軍就任（三代相繼ノ征夷將軍）以降の京都のありさまと、応安二年（一三六九）から康暦元年（一三七九）まで続く日吉神輿の造替なく祭祀が中絶した事件の記述と

の間に位置する。南朝の関白の記事のみ正平一〇年（一二三五）当時の在任者を探り当てて言及したというのは不自然であり、『太平記』巻三二の時期に該当するのは偶然の一致とみなすべきであろう。ではなぜ南朝の廷臣の筆頭に近衛関白をあげるのか。

②近衛経家の父経忠はかつて北朝の関白であったが、南北朝分裂もない建武四年（一三三七）四月五日に吉野に出奔し、後継の関白には家督を争っていた従兄弟の近衛基嗣が任じている。『南朝公卿補任』などは延元四年の後村上帝受禪に際し、南朝の関白となったとするが、小木喬61はこれを否定している（二八八頁）。たしかに南朝での関白就任は疑わしいが、後醍醐帝が吉野に移った翌年、現任の関白が出奔したのは大きな波紋をよんだであろう。この事件が人々の記憶に残り、ウソの寓話の問題の記述につながった可能性はあるかもしれない。

では、『太平記』は南朝の関白にどのように言及しているか。これも事例は少なく以下を数えるのみである。

- 観応元年（正平五年。一三五〇）一二月、高師直らとの抗争の過程で態勢を立て直すために、惠源（足利直義）が南朝に降を請う。南朝では公卿僉議があり、洞院左大将美世の拒絶意見に対して「二条関白左大臣殿」が降参を受け入れようと主張している。（巻二八「惠源南方合夥事」（合夥事））
- 延文五年（正平一五年。一三六〇）四月、吉野の將軍の宮が謀反を企て、後村上帝は「二条前関白殿」を大將軍とす

る追討軍をさしむける。（巻三四「銀嶽合戦事」（合戦事））

観応二年は、『公卿補任』に「今年十一月武家申天下事於賀名生君。年号為正平六年。十二月廿五日被渡劍璽内侍所」と注記があるように、「正平一統」が実現した年である。その中に「散位 前権大納言 正二位 （案）同師基 へ五十二 へ十二月廿八日為関白。元前左大臣従一位云々。於南山」（案）内は分注。新訂増補国史大系の凡例によれば「云々。於南山」は山科言継及言経自筆本による補訂」と記されている。『太平記』巻二八の記事はその前年であり、「二条関白左大臣」は二条師基とみなされる。ただし、『補任』は観応二年二月二十八日に関白になったというのであり、『参考太平記』は「公卿補任異説」に拠る「追称」（呼称を遡らせた、の意）かという。小木喬61も南朝に関白が置かれたのは正平一統の折が初めてであるという（三二七頁）。さらに小木は、「元前左大臣従一位（於南方敷）」という記載も「補任筆者あるいは補筆者の想像にすぎない」（三二八頁）、と師基が「左大臣」であったことをも否定している。前述のように小木は、師基を『新葉集』の「福恩寺前関白内大臣」（傍線は引用者）とみなす。正平六年一月七日に北朝の天皇・皇太子が廃された後の、一月一三日に洞院公賢が左大臣に任ぜられている（『公卿補任』観応二年、「園太暦」同年一月二四日条）。『補任』に「元前左大臣」とあり、公賢以前に師基が南朝の左大臣であった可能性は否定しきれないように思うが、「関白左大臣」の時期は存在しない。

『太平記』巻三四の「二条前関白」についても、小木は「諸書これを師基としているが、筆者はむしろ子の教基ではないかと考えている」（二九八頁）という。翌正平一六年二月の南軍京都侵攻時の記録に「官方軍勢二条関白、帥大納言師基御息入京」（「神護寺交衆任日次第」。大日本史料六編二三冊、七九四頁）とあり、小木はこの二条関白を教基とみなしている（二九九頁）。したがって、正平一五年時点で追討軍を実際に率いたのは教基であった可能性はある。しかし、『太平記』は「二条前関白」と称しており、巻二八に「二条関白左大臣」とあつた人物を想定していると思われる。『太平記』においては両者は同一人物と考えてよからう。

『太平記』も南朝の人事に詳しかったわけではないことは、二条関白左大臣（二条前関白）しか挙げていないことや「二条関白左大臣」という呼称に疑念が残ることからも伺い知れる。しかし、『公卿補任』のような何らかの記録に拠っているのであって、根拠の知れないウソの寓話の記載とは質を異にする。

2 細川頼之の評価

南朝の描写に続くのが再三言及してきた日吉社関連の記事である。貞治六年六月の三井寺と南禅寺との確執に始まり、南禅寺住持定山祖禅の顕密諸宗批判が山門の嗾訴を招き、翌応安元年には赤山明神、日吉客人・八王子・十禅師、応安二年には日吉大宮・二宮・三宮・聖真子と、日吉七社の神輿がすべて入京

することとなる。

三枝暎子¹¹は、この嗾訴に対する幕府と公家の対応について次のように述べている。

この嗾訴の過程をみたときに注目されるのは、最終的には山門の要求をのんだにせよ、幕府が山門嗾訴に謂れなしとの立場でのぞみ、「諸国之軍勢」により神輿入洛を防御しようとしたことである。こうした対処に、公家側は「此成敗尤可_レ有_レ猶予_二事歟、山門訴訟有_レ沙汰、古来之儀、毎度之事歟、今度武家沙汰之趣、不_レ被_二甘心_一、可_レ恐々々々」として対照的な態度をみせている。（三四一頁）

幕政を取り仕切っていたのは管領細川頼之であるが、下坂守¹¹は「嗾訴終了後、張本人を出頭させない衆徒に怒つた頼之は、嗾訴で穢れた神輿の造替を拒絶し続けていた（『日吉神輿御入洛見聞略記』）（七一頁）という。小稿の二に引用したように、その頼之が応安三年に神輿造替を見返りに土倉への課役を持ちかけ、課役は実行されたものの神輿造替は実現することがなかった（下坂¹¹七一・七二頁）。事態は、康暦元年（一二七九）閏四月の政変（康暦の政変。管領細川頼之を追放）により、幕政の実権を握つた足利義満が大衆懐柔へと政策を百八十度変更し、同年五月、衆徒に神輿造替事業の再開を通告したことにより動き出し、翌康暦二年六月二五日に造替が成就する（以上、下坂¹¹三九頁、下坂¹¹七五頁）。

以上の経緯をみれば、衆徒の怒りが頼之に向けられたのは当

然のことであり、『日吉神輿御入浴見聞略記』（群書類従第一輯。下坂11七五頁以下）の引用部分を含む一節の読み下し文が載る）は、頼之の失脚を「為三神罰之由乗二人口」と記している。

ウソの寓話は頼之の名を挙げてはいないが、武家が我がもの顔に振る舞い、公家が疲弊している状況を描いた後に、日吉神輿造替無きことを憂いているのであり、批判の矛先が武家に向かっていることは明らかである。

『太平記』巻四〇には、応安の嗽訴の導火線となった南禅寺と三井寺との確執が記されていることを前述した。しかし、森田貴之09が指摘するように「応安の嗽訴へと発展するその発端としてではなく、むしろ、それを意図的に回避し、単発的に収束した事件として描かれ、あくまでも義詮の逝去を導く一騒動として位置づけられている」。森田09はまた、細川頼之を「元朝の帝師に擬えている『太平記』巻三八「大元軍之事」をとりあげ、「この説話には、応安年間にも叡山で喧伝されていた禅宗亡国論的要素が全く見られないこと」に注意を促す。さらに『太平記』の末尾章段が「幕府の新体制を言祝ぐ姿勢」を見せしており、「その成立環境は幕府権力の影響下にあった」として、『太平記』は、幕府が最終的な監修を主導する形で、五山僧の協力の下で成立したのではないだろうか」と結んでいる。

また、『太平記』の細川頼之の評価について、大坪亮介12は、大尾記事にいう「貞永貞応之旧規」がかつての北条氏の土地政

策を指し、頼之が管領就任の翌年、応安元年に発布した「寺社本所領事」はその具体的な裏付けをなすものである、と指摘している。

したがって、『太平記』の頼之評価とウソの寓話に見られる武家政権（頼之）批判とは異質といわざるをえない。

おわりに―永和本『太平記』の書写時期

太田晶二郎78「例言」の三に次のようにある。

太平記後付の《嵯峨ノ釈迦堂立札》の部分、太平記の本体と同筆ではあるが、同時引続いたの書写ではなく、時を異にした書記のやうに見える筆致である。是のことは、両者の関係を考へる上に重要であり、《立札が永和元年三月のものであるから、「太平記書写は永和元年三月以後」》と高乗氏は考へてをられるけれども、或いは寧ろ、太平記書写は永和元年三月以前（と云つても、さう大して前ではなからうが）とする可能性も無いではないのではなからうか。

小秋元05は、ウソの寓話の「永和元年三月」という記載を前提として『太平記』の書写年代を推し量るのは危険であり、『太田氏の提言に従えば、永和本『太平記』は応安年間以前の書写ということになるのだが、現時点でそこまで断定することは避けておきたい」と慎重な態度をとっている。しかし、「永

和元年三月」という年時を仮構されたものとして退ける必要のないことは小稿の二に述べた。さらにウソの寓話と太平記巻三二相当部分とが密接な関わりをもつことも小稿の三に示したところである。ただし、寓話は嵯峨の釈迦堂門前の立札に記されていたものという。

立札が実際にあり《雑抄》がそれを採録したのか、《雑抄》編者自身による、立札という設定の創作かは判別できないが、いくつかの資料を寛書風に筆録している《雑抄》の性格からすれば、後者の可能性は低いといえるかもしれない。立札が実在したとすればその筆者は『太平記』巻三二を意識して表現を練ったのか、あるいは表現の類似は偶然的産物（「荆棘」云々は荒廃したありさまの一般的な表現にはちがいない）にすぎないのか。しかし、その場合でも立札を採録し、『太平記』巻三二を書写して、両者を取り合わせた《雑抄》編者には、前項に述べたような繋がりが意識されていたものと考ええる。小稿の一に述べたように、日吉社を中核とする《雑抄》の関心のあり方からは、ウソの寓話こそが本体であり、『太平記』巻三二はそれと一体となつてはじめて意味を持つ存在である。この点を前提として、京都の状況を諷するウソの寓話に接した《雑抄》編者が、『太平記』巻三二の描く内容を現下の疲弊の遠因と読みみなし、ウソの寓話の前に配置した、と想定するのである。《雑抄》では永和本『太平記』が前に配されているが、綴じる前の段階まで想定すれば、ウソの寓話と『太平記』の書写のいずれ

が先かはわからない。いずれにせよ、両者には大きな時間的隔たりはなく、前述のように寓話の成立が応安年間には遡らないであろうことを考えれば、『太平記』の書写も永和元年三月前後ということになると判断する。

注

(1) 「瀧山ノ雲」は『和漢朗詠集』將軍「瀧山雲暗 李將軍之在家 穎水浪閑 蔡征虜之未仕 菅三品」をふまえる。文意は「將軍の威勢が雲のように四海を覆っている以上、とやかく論評するには及ばない」となろう。

(2) この皇居は土御門東洞院殿であろう。ただし、『統史愚抄』に「廿四後光嚴院 皇居土御門里内（東洞院東。土御門北ノ正親町南。高倉西）…」とあり、一町を占めるのみで「四町マチニ足サル」は不審。

(3) 裏面の『種夜長物語』は作品全体を書写しているから冒頭に書名を記している。

(4) 森茂暁05（一五二～五頁）は、関白左大臣（二条冬実か。教基の子）、福恩寺前関白内大臣（一条内嗣。存疑）、光明台院入道前関白左大臣（二条師基）と比定している。同書は参考文献に小木喬61を挙げているが、この比定は小木説の検討を経ておらず、関白左大臣を二条冬実かとするのは『南朝公卿補任』に拠るものである。『新葉集』の関白左大臣が二条

教頼であることは、「竹柏園本（書陵部現蔵）耕雲千首奥書」の記載によって動かない（井上宗雄65七〇三頁、等）。

引用文献

〈永和本関係〉

高乗勲55「永和書写太平記（零本）について」（国語国文24—

9、一九五五・九）

太田晶二郎78「例言」（原裝影印古典籍複製叢刊『太平記・秋

夜長物語』へ雄松堂書店、一九七八・一一）の別冊『解説・

鉛印』

横井清97「後醍醐天皇と伏見殿—南北朝の「天皇」像・点描—

（オルタプックス001『天皇の伝説』、一九九七・一一）

長坂成行86「宝徳本『太平記』卷三十三本文節記」（奈良大学

紀要15、一九八六・一一）

長坂成行08「伝存太平記写本総覧」（和泉書院、二〇〇八・九）

長谷川端02「永和本『太平記』をめぐる」（国文学研究資料

館公開講演会「本と人と研究と—高乗勲文庫から—」講演

資料、二〇〇二年五月二四日）

長谷川端03「永和本『太平記』をめぐる」（国文学資料館編

『田安德川家蔵書と高乗勲文庫』汲古書院、二〇〇三・三）

小秋元段05「『太平記』成立期の本文改訂と永和本」（『太平記・

梅松論の研究』（汲古書院、二〇〇五・一二）所収新稿

今井正之助13「永和本『太平記』の復権」（國學院雜誌114—11、
二〇一三・一一）

〈その他〉

小木喬61「四人の関白」（『新葉和歌集本文と研究』（笠間書院、

一九八四・三）収載。初出一九六一・六、七）

井上宗雄65「中世歌壇史の研究 南北朝」（明治書院、一九

八七・五改訂新版。初版一九六五・一一）

森茂暁05「南朝全史大覚寺統から後南朝へ」（講談社選書メチ

エ、二〇〇五・六）

佐藤恒雄92「為家から為相への文書典籍の譲与」（『藤原為家研

究』（笠間書院、二〇〇八・九）終章第一節（初出一九九

二・八）

下坂守01「中世寺院社会の研究」（思文閣出版、二〇〇一・一

二）

下坂守11「京を支配する山法師たち中世延暦寺の富と力」（吉

川弘文館、二〇一一・五）

森田貴之09「『太平記』終末部と応安の嗽訴事件」（軍記と語り

物45、二〇〇九・三）

三枝暁子11「比叡山と室町幕府—寺社と武家の京都支配」（東

京大学出版会、二〇一一・九）

大坪亮介12「『太平記』における北条氏の治世—大尾記事との

関わり—」（国語国文81—8、二〇一二・八）